

令和8年度

任意継続加入者の しおり



任継者の
しおりちゃん

まずは以下の書類等が届いているか
確認しましょう!

- 資格情報のお知らせ又は資格確認書
- 任意継続加入者確認通知書
- 任意継続掛金払込取振票(納付通知書)
★納期限に注意!
- 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
任意継続掛金用
※納付方法を毎月納付(口座振替含む)にした人

※必ずご一読ください!

保 存 版

任意継続加入者の皆様へ

任意継続加入者制度は、退職してからも引き続き2年間を限度として（退職後2年以内に75歳になる人は、75歳の誕生日の前日までを限度として）在職中と同様に短期給付と、貸付け・貯金を除く福祉事業が利用できる制度です。

任意継続加入時に送付しているもの

1	資格情報のお知らせ 又は 資格確認書	<p>【資格情報のお知らせとは】 私学共済に登録されている加入者や被扶養者の情報を確認する証です。医療機関等では、マイナ保険証（保険証利用登録したマイナンバーカードのことをいいます）を使用してください。</p> <p>【資格確認書とは】 マイナ保険証の利用登録をしていない加入者や被扶養者が、医療機関等で健康保険証として利用するための証です。</p> <p>注 在職中に交付を受けていた上記いずれかの証を、被扶養者を含めて人数分同封しています。</p>
2	任意継続加入者確認通知書	私学事業団に登録された内容をお知らせするものです。
3	任意継続加入者のしおり (この冊子)	任意継続加入者制度の詳細及び各種手続きの方法に関すること、よくある質問等を掲載しています。
4	任意継続掛金払込取扱票 (任意継続掛金納付通知書)	掛金を払い込むための用紙です。ゆうちょ銀行以外使用できません。
5	預金口座振替依頼書・ 自動払込利用申込書 任意継続掛金用 (「口座振替依頼書」といいます)	掛金を口座振替で払い込むための申し込み用紙です。 毎月納付（口座振替含む）を選択した人のみへ同封しています。 ①金融機関用、②私学事業団提出用、③本人控の3枚があります。

年間を通して送付するもの（予定）

5月	加入者向広報『共済だより レター』春号
7月	加入者向広報『共済だより レター』夏号
10月	任意継続掛金納付証明書 加入者向広報『共済だより レター』秋号
1月	任意継続掛金納付証明書 ※10月以降に資格取得された人のみへ送付します。 加入者向広報『共済だより レター』冬号
3月	翌年度の納付通知書・任意継続加入者確認通知書 ※翌年度も加入できる期間のある人のみへ送付します。

★国民健康保険等に加入する際に必要な『資格証明書』は、次の時期に送付します。

- イ. 2年間の満了を迎える人 …………… 満了のおおむね半月前に、『満了のお知らせ』に同封
 - ロ. 75歳になる人（被扶養者を含む）… 誕生月の前月の初旬に、『事前連絡書』に同封
- (注意) 届出住所が変更になった場合は、必ず「任意継続加入者異動届書」（本書巻末ページ）を私学事業団宛てに提出してください。提出されない場合、刊行物や任意継続掛金納付証明書を送付できないことがありますので注意してください。

DL…私学共済ホームページ [様式用紙等ダウンロード] からダウンロードできます。
(<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>)

目次

1. 任意継続掛金について	P. 2
Q 1. 任意継続掛金額はどのように決まるのですか？	
Q 2. 標準報酬月額はどのように決まるのですか？	
Q 3. 2年目の任意継続掛金額はいくらになりますか？	
Q 4. 任意継続掛金の払い込みを忘れてしまいました。どうすればよいですか？	
Q 5. 介護保険は、強制加入ですか？	
Q 6. 介護掛金（保険料）は、いつから払い込みが必要となりますか？	
Q 7. 40歳以上で、介護保険に加入していない人もいますか？	
2. 任意継続掛金の納付方法	P. 6
Q 8. 任意継続掛金はどのように納めるのですか？	
Q 9. 口座振替を希望しましたが、納付通知書による払い込みは必要ですか？	
Q 10. 納付通知書の納期限（払い込みの期限）はいつですか？	
Q 11. 口座振替日はいつですか？	
Q 12. 納付通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？	
Q 13. 払い込み方法を変更したい場合は、どうしたらよいですか？	
Q 14. 月の途中で退職したのですが、給与天引き分の掛金と任意継続掛金で二重払いになりませんか？	
3. 届出内容が変わったときの手続き	P. 11
Q 15. こんなときは、どうしたらよいのですか？（結婚等により姓が変更になった、引っ越しをして住所が変わった、給付金の登録口座や掛金振替口座を変更したい）	
Q 16. 給付金の送金先を公金受取口座に変更できますか？	
Q 17. 被扶養者が就職しましたが、手続きが必要ですか？	
4. 確定申告又は年末調整の手続き	P. 12
Q 18. 確定申告又は年末調整をするときに、払い込んだ任意継続掛金は、税金の対象となる所得金額から差し引ける額（社会保険料控除）として申告できますか？	
5. 任意継続期間中の年金制度の加入について	P. 13
Q 19. 任意継続期間中は年金も私学共済に加入していることになりますか？	
6. 脱退（資格喪失）するときの手続き	P. 13
Q 20. 任意継続を2年の期間満了前にやめることはできますか？	
Q 21. 途中脱退後の資格確認書はどうしたらよいですか？	
Q 22. 任意継続をやめるため『任意継続加入者資格喪失申出書』を提出しましたが、前納した任意継続掛金は返ってくるのですか？	
7. 加入期間（2年）が満了するとき	P. 15
Q 23. 任意継続は2年以上続けられますか？	
Q 24. 任意継続の期間（2年）が満了するのですが、脱退手続きは必要ですか？	
8. 75歳になったとき（後期高齢者医療制度）	P. 16
Q 25. 任意継続加入中に75歳になりますが、75歳以降も任意継続を続けられますか？	
Q 26. 任意継続加入中に加入者が75歳になっても、75歳未満の被扶養者は任意継続を続けられますか？	
9. 短期給付について	P. 17
Q 27. 短期給付とは何ですか？	
Q 28. 任意継続加入者が受けられる給付の内容を教えてください。	
Q 29. 医療機関等に提示するのはマイナ保険証又は資格確認書だけでよいですか？	
Q 30. 給付金が支払われるときは何か連絡がくるのでしょうか？	
Q 31. 任意継続をやめた後（資格喪失後）の健康保険はどうしたらよいですか？	
Q 32. 医療機関等にかかる場合でマイナ保険証及び資格確認書が使えないことはありますか？	
Q 33. 資格喪失後に資格確認書を使うことはできますか？もし、使ってしまった場合、医療費はどうなるのですか？	
10. 福祉事業について	P. 20
Q 34. 任意継続加入者が受けられる福祉事業の内容を教えてください。	
11. マイナンバーが新規に付番・変更された場合	P. 22
12. 資格確認書の使用にあたってのお願い	P. 22
13. 各種届出用紙	
1. 納付方法変更依頼書	
2. 任意継続加入者異動届書	
3. 任意継続加入者資格喪失申出書	

1. 任意継続掛金について

任意継続掛金の納付額は、短期給付分及び福祉事業分、子ども・子育て支援金分、介護分（40歳以上65歳未満の人のみ必要）の合算額となっています。

在職中は、お勤め先であった学校等と掛金を折半で負担していましたが、任意継続に変わると、全額本人負担となります。

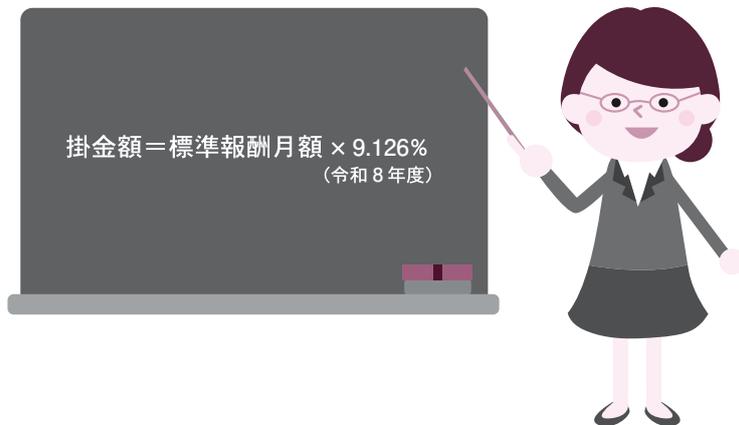
(1) 任意継続掛金

Q 1. 任意継続掛金額はどのように決まるのですか？

A. 「任意継続加入者確認通知書」に記載されている任意継続加入者の標準報酬月額に任意継続掛金率（9.126%/令和8年度）を乗じて得た額を1か月の金額としています。任意継続に月の途中で加入したとしても、日割りで計算されるのではなく1か月単位で計算します。

計算例) 標準報酬月額が360,000円の場合

$$360,000 \times 9.126 \div 100 = 32,853 \text{ (円) / 月}$$



※40歳以上65歳未満の人は、別途、介護掛金がかかります。

Q 2. 標準報酬月額はどのように決まるのですか？

A. 「標準報酬月額」は、次のうちいずれか少ない額になります。

- ① 退職時の標準報酬月額
- ② 短期給付を受ける全加入者の標準報酬月額の平均額（前年度9月末時点）を標準報酬月額表の報酬月額に当てはめた場合の標準報酬月額

令和8年度は380,000円（上限額）

Q 3. 2年目の任意継続掛金額はいくらになりますか？

A. 任意継続掛金額は、退職時の標準報酬月額を基に算出しているため、**2年間は同じ金額**となります。退職後の収入に増減が生じた場合や、被扶養者の有無、被扶養者の人数に増減などがあっても、任意継続掛金額は変わりません。

ただし、次に該当する場合には掛金額が変わります。その際には、改めて通知します。

- ① 掛金率が変更になった
- ② 退職時の標準報酬月額が上限額に該当している場合で、上限額が変更になった

※ 国民健康保険の保険料は前年の収入で算定されるため、2年目は任意継続掛金額と比較すると国民健康保険の保険料の方が安くなる場合があります。ただし、私学共済の短期給付は法律で定める法定給付（国民健康保険にもある給付）と併せて、付加給付（国民健康保険にはない給付）があるため、頻繁に医療機関にかかって医療費の払い戻しを受けている人や、結婚を控えている人など、私学共済の方が有利である場合があります。

Q 4. 任意継続掛金の払い込みを忘れてしまいました。どうすればよいですか？

A. やむを得ない理由がない限り、納期限までに掛金の払い込みがない場合、任意継続加入者の資格がなくなります（一度も掛金の払い込みがない場合には、任意継続加入者の資格が遡って取り消しとなります）。なお、資格喪失後に資格確認書を使用して医療機関を受診していた場合、私学事業団が負担した医療費を返還していただきます。

また、掛金を払わないことにより任意継続脱退の申し出とすることはできませんので、脱退を希望する場合は必ず『任意継続加入者資格喪失申出書 DL』による手続きをお願いします（2年の期間満了前の喪失手続きについては 13 ページ Q20 を参照してください）。



- ① 資格確認書の有効期限は2年間又は75歳の誕生日の前日までとなっておりますが、任意継続掛金の払い込みがない場合には使用できません。
- ② 任意継続申出書にて毎月納付（口座振替含む）による払い込みを希望された場合、8ページに記載の手続きが完了しないと口座振替は開始されません。

納期限は
前月末日です！



(2) 任意継続介護掛金（保険料）

Q 5. 介護保険は、強制加入ですか？

A. 介護保険は、原則として40歳以上の人全員が加入し、介護掛金（保険料）を負担しています。被保険者には、2つの種別があります。

① 40歳以上65歳未満の人	→	第2号被保険者	→	掛金は私学事業団へ
② 65歳以上の人	→	第1号被保険者	→	保険料は市区町村へ

※ 40歳以上65歳未満の被扶養者の介護掛金は、現在、私学共済制度の加入者全体で負担しているため徴収していません。したがって、加入者本人が任意継続加入者である間は、被扶養者の介護掛金を納付する必要はありません。

Q 6. 介護掛金（保険料）は、いつから払い込みが必要となりますか？

A. 第2号被保険者の期間は、40歳誕生日の前日の属する月から65歳誕生日の前日の属する月の前月までです。

例1) 4月2日が誕生日の人の場合（誕生日が1日でない人の場合）

40歳になった…誕生日の前日である4月1日が属する月（4月）の4月分から私学事業団へ払い込み。

65歳になった…誕生日の前日である4月1日が属する月（4月）の前月までなので、3月分まで私学事業団へ払い込み。4月分からは市区町村へ払い込み。

例2) 4月1日が誕生日の人の場合（誕生日が1日の人の場合）

40歳になった…誕生日の前日である3月31日が属する月（3月）の3月分から私学事業団へ払い込み。

65歳になった…誕生日の前日である3月31日が属する月（3月）の前月までなので、2月分まで私学事業団へ払い込み。3月分からは市区町村へ払い込み。

※ 介護掛金（保険料）額は任意継続掛金と同様に、日割りではなく1か月単位で計算されます。

介護掛金の払い込みにかかる誕生日と年齢の関係（例）		
	誕生日 4月2日～30日	誕生日 4月1日
40歳になった	4月分から払い込み	3月分から払い込み
65歳になった	3月分まで払い込み	2月分まで払い込み

Q 7. 40歳以上で、介護保険に加入していない人もいますか？

A. 40歳以上65歳未満の加入者及び被扶養者のうち、次の人は第2号被保険者になりません。

次の項目に該当する人は、『介護保険第2号被保険者に係る適用除外該当・不該当届出書DL』に、事由に応じた書類を添付して私学事業団宛てに提出してください（第1号被保険者の場合は市区町村にお尋ねください）。

- ① 市区町村の区域内に住所を有しない人（日本国内に住民票のない人）
 - ・住民票の除票（原本）
 - ※ 帰国して市区町村の区域内に住所を有することになったときは、上記届出書に転入後の住民票（原本）を添付して届け出が必要です。
- ② 介護保険適用除外施設に入所又は入院している人
 - ・入所又は入院したことを証する施設長の証明書（原本）
 - ※ 介護保険適用除外施設を退所又は退院することとなったときは、上記届出書に退所又は退院したことを証する施設長の証明書（原本）を添付して届け出が必要です。
- ③ 外国人で入国時から日本在留期間が3か月以下と決定されている人
 - ・旅券、在留期間を証明する書類
 - ※ 在留期間を更新し、3か月を超えて滞在することとなったときは、上記届出書に住民票（原本）を添付して届け出が必要です。



1 任意継続掛金について
2 任意継続掛金の納付方法
3 届出内容が変わったときの手続き
4 確定申告又は年末調整の手続き
5 任意継続期間の年金制度の加入について
6 脱退資格喪失するときの手続き
7 加入期間(2年)が満了するとき
8 75歳になったとき
9 短期給付について
10 福祉事業について
11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合
12 加入者証等の使用について

2. 任意継続掛金の納付方法

Q 8. 任意継続掛金はどのように納めるのですか？

A. 任意継続加入の申し込みの際に選択された納付方法により異なります。

申し込み時の選択	納付方法	参照先ページ
「半期ごとの納付」 「年度末までの一括納付」 を選択した人	『任意継続掛金払込取扱票』（以下『納付通知書』）でゆうちょ銀行（郵便局）から払い込み	7ページ「A-1.半期ごと・年度末までの一括納付」参照
「毎月納付（口座振替含む）」を選択した人（※1）	毎月々、納付通知書でゆうちょ銀行から払い込み又は口座振替（別途、金融機関でのお手続きが必要です）	8ページ「A-2.口座振替による納付」参照

※1 口座振替のお手続きをされない場合は、同封の『納付通知書』にてお支払いください（金融機関でお手続き後、口座振替開始まで2か月程度お時間を要します。振替開始までは、「納付通知書」により掛金を納付することが必要です）。

〈見本〉 任意継続掛金払込取扱票（納付通知書）

22 東京MT	払込取扱票	通常払込料金 加入者負担	金額 訂正	
口座記号番号		金	千	百
00110	9	900598	*	*
加入者名	日本私立学校振興・共済事業団		料	備
			金	考
32				
ご依頼人住所氏名	〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号 私学 しおり 様 13-A-1234-56789 任意継続掛金納付通知書		日	附
			印	
振替払込請求書 兼受領証		通常払込料金 加入者負担		
口座番号	00110	9	900598	
加入者名	日本私立学校振興・共済事業団			
金額	千	百	十	円
			*	*
ご依頼人住所氏名	任意継続掛金 〇.6～〇.6 調定分 私学 しおり 様 13-A-1234-56789			
			日	附
			印	
料	金		備	考

ゆうちょ銀行内にあるATMを利用する場合はここで切って左側を機械に入れてください。

※ ただし、10万円を超える場合は、現金での払い込みはできません。（7ページ上部表参照）

A-1. 半期ごと・年度末までの一括納付

「納付通知書」(下記参照)を使用して、お近くのゆうちょ銀行(郵便局)で払い込んでください。「納付通知書」は年度単位で作成し、資格取得した月以降の分を一括送付しています。次年度分については、3月上旬に送付します。

また、納付通知書1枚につき掛金額が10万円を超える場合については以下のとおりです。

10万円を超える納付書	ATM	窓口
現金での払い込み	できません	できます(※)
ゆうちょ総合口座からの払い込み	できます	できます

※現金で払い込む場合、本人確認書類が必要です。また、納付通知書で払い込む場合、手数料はかかりません。

払い込む際の注意点

以下の払い込みは送金事故の原因となりますので、おやめください。

- ① ゆうちょ銀行以外の金融機関等(都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信託銀行・信用組合・農協・ろうきん・ネット銀行・コンビニ)からの払い込みはできません。
- ② 印字された金額を訂正しての払い込みはしないでください。
- ③ 送付した納付通知書以外を使用しての払い込みはできません。
- ④ 調定月の違う納付通知書を使用すると不足金や未払金に扱われることがあります。調定月を確認のうえ、納付をするようにしてください。

各票の記載事項に間違いのないことを確かめください。
ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払の場合は左側の2枚をお出しください。

この納付通知書で払い込みできるのはゆうちょ銀行のみです。
左側の2枚をお近くのゆうちょ銀行(郵便局)の窓口へ提出、又は
払込書差込口のあるATMに挿入して払い込んでください。

〒113-8441
東京都文京区湯島1丁目7番5号

私学 しおり 様

13-A-1234-56789

任意継続掛金納付通知書

①調定月 ○年 6月 ~ ○年 6月

②納期限 ○年 6月17日

通知日 ○年 5月28日

私学 しおり 様

13-A-1234-56789

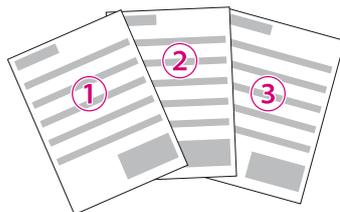
ここを
チェック!

- ① **調定月**
何月分の任意継続掛金であるかを表します。
納付の際、月を間違えないように注意してください。
- ② **納期限**
任意継続掛金の払い込み期限です。確認のうえ、期限内に納めてください。

A-2. 口座振替による納付

『預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』(下記①～③)を本しおりに同封しています。

- ①金融機関用
- ②私学事業団提出用
- ③本人控



※口座振替の金融機関等は『任意継続加入者申出書』に記入した口座情報となります。
ただし、一部のネット銀行等で口座振替の取り扱いができない金融機関があります。
※ネット銀行での口座振替手続きは原則ゆうちょ銀行と同様の取扱いになります。

上記①～③の書類の申込者欄に必要事項を記入し、押印してください。
※①には金融機関へのお届け印の押印も必要です。

【ゆうちょ銀行以外の口座振替】

★金融機関での手続きが必要です!

上記書類のうち①と②を金融機関窓口へ提出し、②の「金融機関確認欄」に押印してもらってください。

〈上記書類①～③の提出先〉

- ①…金融機関窓口へそのまま提出
- ②…金融機関確認欄の確認印を確かめたうえ、私学事業団へ提出
- ③…ご本人保管

【ゆうちょ銀行の口座振替】

★ゆうちょ銀行へ提出するものではありません!

ゆうちょ銀行へは私学事業団を通じて手続きをします。

〈上記書類①～③の提出先〉

- ①…金融機関へのお届け印の押印を確かめたうえ、私学事業団へ提出
- ②…同上。①と共に私学事業団へ提出
- ③…ご本人保管

手続き完了後、口座振替開始月を記載した
「任意継続掛金口座振替開始について(連絡)」を送付します。

口座振替開始！！

注意

口座振替を開始する月までは、任意継続加入者確認通知書に同封した「納付通知書」でゆうちょ銀行(郵便局)から払い込んでください。

- 1 任意継続掛金について
- 2 任意継続掛金の納付方法
- 3 届出窓変わったときの手続き
- 4 確定申告又は年末調整の手続き
- 5 任意継続期間中の年金制度の加入について
- 6 脱退資格喪失するときの手続き
- 7 加入期間(2年)が満了するとき
- 8 75歳になったとき
- 9 短期給付について
- 10 福祉事業について
- 11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合
- 12 加入者証等の使用にあたってのお願い

Q 9. 口座振替を希望しましたが、納付通知書による払い込みは必要ですか？

A. 任意継続加入者制度のお申込時に掛金の納付方法を「毎月納付」で選択した人には、3月までの納付通知書と、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付しています。口座振替を希望する場合であっても、この手続きが完了し口座振替が開始されるまでは、納付通知書による掛金の払い込みが必要です。(手続きの詳細は、P. 8 「A-2.」を参照)

この納付通知書による払い込みが確認できないと、任意継続加入者の資格がなくなり、医療費等を返還請求することになります。(P. 3 「Q 4.」を参照)

また、「任意継続掛金口座振替開始について(連絡)」を受け取られていても、金融機関の審査状況や口座の残高不足で口座振替できないことがあります。この場合も、納付通知書による掛金の払い込みが必要になりますので、通帳記帳等で、口座振替がされているかを必ず確認してください。

Q 10. 納付通知書の納期限(払い込みの期限)はいつですか？

A. 初回分を除き、原則として前月の末日です。

送付した納付通知書の右端に記載がありますので、ご確認ください。納期限までに入金を確認できない場合は、任意継続加入者資格を喪失しますので、必ず納期限までに払い込んでください。

Q 11. 口座振替日はいつですか？

A. **毎月28日**です。28日が金融機関休業日のときは、翌営業日に振り替えとなります。資金不足等で振り替えできなかった場合は、再振替はありません。後日その月分の「納付通知書」を送付しますので、至急払い込んでください。

Q 12. 納付通知書を紛失してしまいました。どうしたらよいですか？

A. 納付通知書を再発行しますので、ご連絡ください。

→ ☎03 (3813) 5321 (代表) 掛金課 掛金係



Q13. 払い込み方法を変更したい場合は、どうしたらよいですか？

A. 『納付方法変更依頼書DL』を提出してください（用紙は巻末ページにあります）。

ただし、任意継続加入時に選択した納付方法を加入時から変更することはできません（変更時期は以下のとおり決まっています）。

『納付方法変更依頼書』での手続きについて

(1) 「口座振替」 ⇒ 「納付通知書」

原則として、『納付方法変更依頼書』を受け付けた日の翌月の口座振替から中止しますので、後日お送りする「納付通知書」で納期限までに払い込みしてください。

(2) 「毎月納付（口座振替含む）」 ⇔ 「年払い」・「半年払い」 **締め切りがあります。**

現在の納付方法		変更後の納付方法	受付期間
毎月払い (納付通知書・口座振替)	⇒	年払い	①(※)又は②
	⇒	半年払い	
半年払い	⇒	毎月払い(納付通知書・口座振替)・年払い	①又は②
年払い	⇒	毎月払い(納付通知書・口座振替)・半年払い	

① 7月末までに受け付けた場合は、10月から変更

※毎月払いから年払いに変更した場合、10月～3月は半年払いとなり、翌年4月から年払いになります。

② 1月末までに受け付けた場合は、4月から変更

Q14. 月の途中で退職したのですが、給与天引き分の掛金と任意継続掛金で二重払いになりませんか？

A. 任意継続掛金との二重払いにはなりません。

在職期間中の掛金については、学校等を通じて、原則として1か月遅れで私学事業団に納付されています。よって、退職月の給与から天引きされた掛金は、在職中（退職月の前月）の掛金に相当する可能性がありますので、元の勤務先学校法人等にお問い合わせください。

例) 2月15日付け退職の場合

在職期間中の1月分掛金…学校が納付

任意継続加入者の2月分掛金…加入者本人が納期限までに払い込み

3. 届出内容が変わったときの手続き

Q15. こんなときは、どうしたらよいのですか？

- ・結婚等により姓が変更になった
- ・引っ越しをして住所が変わった
- ・給付金の登録口座や掛金振替口座を変更したい

A. いずれの場合にも、『任意継続加入者異動届書DL』を速やかに私学事業団宛てに提出してください（用紙は、巻末ページにあります）。

住所・氏名の変更・訂正による納付通知書の再発行はしませんので、お持ちの納付通知書を訂正して使用してください。

加入者の氏名及び被扶養者の氏名変更・訂正の場合は、加入者の本人確認ができる書類（加入者の運転免許証の写し、パスポートの写し、住民票（マイナンバーの記載のないもの）等のうちいずれか一通）を添付してください。

氏名変更・訂正処理後に新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書を交付します。旧資格確認書は必ず返納してください。住所変更の場合は新しい資格確認書は発行されませんので、資格確認書については、現在使用しているものの住所欄を訂正してお使いください。

注意

結婚等により、私学事業団に氏名変更を届け出る場合は、給付金の登録口座名義についても金融機関にて必ず変更してください。

掛金の口座振替を選択した人が給付金の登録口座を変更した場合は、新たに「預金口座振替依頼書」を送付しますので、本書の8ページを参照のうえ手続きをしてください。口座振替を開始する月までは納付通知書での支払いとなります（加入時に送付した納付通知書を利用してください。再交付を希望する場合は私学事業団へ連絡してください）。

手続きを行わない場合は、任意継続掛金について引き落としが再開できませんので注意してください。

Q16. 給付金の送金先を公金受取口座に変更できますか？

A. 変更できます。ただし、必ず事前にマイナポータルへ口座の登録を行ってください。登録後に『任意継続加入者異動届書DL』に公金受取口座と同じ口座を記入し、公金受取口座の利用希望欄にチェックをつけて私学事業団へ提出してください。

※マイナポータルとは、マイナンバーカードを登録することでさまざまなサービスが受けられる政府主体のサービスです。

※公金受取口座とは、給付金等の受け取りのための口座として、マイナンバーとともに国（デジタル庁）に登録している口座です。

★いずれも登録や利用は任意です。マイナポータルや口座の登録方法の詳細についてはデジタル庁のHPをご確認ください。（<https://www.digital.go.jp>）

1 任意継続掛金について

2 任意継続掛金の納付方法

3 届出内容が変わったときの手続き

4 確定申告又は年末調整の手続き

5 任意継続期間中の年金制度の加入について

6 脱退資格喪失するときの手続き

7 加入期間（2年）が満了するとき

8 75歳になったとき

9 短期給付について

10 福祉事業について

11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合

12 加入者証等の使用について

Q17. 被扶養者が就職しましたが、手続きが必要ですか？

A. 被扶養者が就職・結婚・収入超過・死別・別居（海外居住※）などで被扶養者としての要件を欠くことになったときは、『被扶養者取消申請書DL』の提出が必要です。

また、その人が他の健康保険の被扶養者になるときや国民健康保険に加入するための証明書が必要なときは、『資格証明書交付依頼書DL』を同時に提出してください。

なお、資格確認書は私学事業団に必ず返納してください。（返納先は14ページを参照）

※被扶養者については令和2年4月より国内居住要件が加わったため海外居住しているときは一定の例外となる場合を除き被扶養者の取り消し手続きが必要となります。

4. 確定申告又は年末調整の手続き

Q18. 確定申告又は年末調整をするときに、払い込んだ任意継続掛金は、税金の対象となる所得金額から差し引ける額（社会保険料控除）として申告できますか？

A. 払い込んだ任意継続掛金は、確定申告や年末調整を行う際に、社会保険料控除として申告することができます。申告する場合は、「社会保険料控除欄」に記入してください。「社会保険の種類」は「健康保険」、「保険料支払先の名称」は「私学事業団」となります。

『任意継続掛金納付証明書』は10月下旬にお送りします（ただし、10月下旬以降に任意継続加入者になった人又は10月下旬以降に初めて任意継続掛金の払い込みされた人については、1月下旬に送付します）。

「納付通知書」で払い込みをした場合は、**金融機関の受領印がある領収書でも確認できますので、大切に保管してください。**なお、口座振替による払い込みを利用されている場合は領収書の発行はありません。

5. 任意継続期間中の年金制度の加入について

Q19. 任意継続期間中は年金も私学共済に加入していることになりますか？

A. 任意継続加入者制度は短期給付（健康保険）のみの制度です。

退職時に20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が必要です。在職中は国民年金の第2号被保険者でしたが、退職後は国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者として加入することになります。なお、20歳未満又は60歳以上の人は国民年金の加入は必要ありません。

- ① あなたの配偶者が私学共済制度や他の共済組合又は一般厚生年金の加入者でああなたと同一生計にあり、あなた自身の年収が130万円（障害年金を受給している人は180万円）未満である場合は第2号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続きをしてください（手続き先は、配偶者の加入している健康保険制度になります）。
- ② 前記①に該当しない人は、第2号被保険者から第1号被保険者へ種別変更手続きをしてください（手続き先は、市区町村の国民年金課になります）。

6. 脱退（資格喪失）するときの手続き

Q20. 任意継続を2年の期間満了前にやめることはできますか？

A. 下記①の場合は申し出のあった月の月末までで任意継続を脱退することができます。また、②に該当したときはその日まで、③～⑤に該当したときは該当した日の前日までで任意継続を脱退することになります。

①～③に該当したときは、『任意継続加入者資格喪失申出書DL』（以下「喪失申出書」といいます）を私学事業団に提出してください（用紙は、本書巻末ページにもあります）。

なお、次の①又は②の事由により「喪失申出書」を提出された場合には、『資格証明書』を交付します。

① 次の事由等で希望により脱退するとき

- ・国民健康保険（医師国保等、国民健康保険組合を含む）に切り替えたい
- ・家族の加入する健康保険等の被扶養者になりたい
- ・海外に出国する など

→切り替えたい月の前月末日までに「喪失申出書」を提出してください（例えば、8月から国民健康保険へ切り替え又は被扶養者の認定を希望される場合は、7月1日から末日までに「喪失申出書」を提出してください）。

注意 任意継続の脱退手続きをとってから、国民健康保険（医師国保等、国民健康保険組合を含む）の加入手続きや、被扶養者の認定を受けてください。国民健康保険への加入や被扶養者に認定されたことを理由に遡って任意継続加入者の資格を喪失することはできません。

- ・「喪失申出書」を提出した月の末日までは任意継続加入者（翌1日が資格喪失日）となります。

② 死亡したとき

→「喪失申出書」を提出してください。

※なお、埋葬料などの給付金の請求手続き等については、私学事業団短期給付課までお問い合わせください。

③ 健康保険等の適用されている職場に就職したとき

→新しい職場の資格確認書又は資格情報のお知らせが交付されましたら、資格確認書又は資格情報のお知らせの写しと一緒に「喪失申出書」を提出してください。新しい健康保険の資格取得日が任意継続の資格喪失日となります。

※医師国保等の「国民健康保険組合」や、外国の医療保険に加入する場合は、③ではなく、①の取り扱いとなります。

④ 私学共済制度に再び加入したとき

→学校法人等からの再資格取得手続きにより喪失処理を行いますので、手続きは不要です。

⑤ 65歳以上75歳未満で、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

→「喪失申出書」ではなく「後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書 DL」に後期高齢者医療制度の資格確認書又は資格情報のお知らせの写しを添付して提出してください。

Q21. 途中脱退後の資格確認書はどうしたらよいですか？

A. 私学事業団宛てに必ず返納してください。被扶養者についても同様です。

「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」の交付を受けている場合は、併せて返納してください。

- ・紛失等により返納できない場合は、『資格確認書返納不能届書 DL』を提出してください。
- ・脱退後や被扶養者の取り消し後は、医療機関において資格確認書を使用できません。万が一使用した場合は、私学事業団が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ・資格情報のお知らせは返納する必要はありません。

【 資格確認書の返納先 】

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 業務部 資格課

- 1 任意継続掛金について
- 2 任意継続掛金の納付方法
- 3 届出内容が変わったときの手続き
- 4 確定申告又は年末調整の手続き
- 5 任意継続期間中の年金制度の加入について
- 6 脱退（資格喪失）するときの手続き
- 7 加入期間（2年）が満了するとき
- 8 75歳になったとき
- 9 短期給付について
- 10 福祉事業について
- 11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合
- 12 加入者証等の使用について

Q22. 任意継続をやめるため『任意継続加入者資格喪失申出書』を提出しましたが、前納した任意継続掛金は返ってくるのですか？

A. 資格喪失後の期間にかかる任意継続掛金は、『任意継続掛金還付請求書』（以下『還付請求書』といいます）の提出により後日還付します。『還付請求書』は、任意継続加入者の資格喪失確認後に送付する「確認通知書」に同封しますので、提出してください。

注意

- ① 口座振替による払い込みを利用している人が、加入期間満了前に資格喪失する場合、「喪失申出書」提出後に翌月分の掛金が振り替えられる場合があります。その場合は、私学事業団で入金確認後に別途『還付請求書』を送付しますので、ご提出ください。
- ② 任意継続加入者の資格を取得した同じ月内に、死亡、他の健康保険等の適用されている職場に就職、後期高齢者医療制度へ加入等で資格を喪失したときは、その月分の掛金を納付する必要があります。
- ③ 掛金を払い込みされた日の翌日から2年を経過すると還付を受ける権利が時効により消滅しますので、ご注意ください。

7. 加入期間（2年）が満了するとき

Q23. 任意継続は2年以上続けられますか？

A. 任意継続は2年間で最長です。更新や延長はできません。
また、加入から2年以内であっても脱退すると再加入することはできません。

Q24. 任意継続の期間（2年）が満了するのですが、脱退手続きは必要ですか？

A. 手続きは必要ありません（私学事業団で自動的に資格喪失の処理を行います）。
加入期間が満了する日のおおむね半月前に次の書類を送付しますので、満了後の健康保険制度（国民健康保険等）の加入手続きに使用してください。

- ① 「資格証明書」
- ② 任意継続加入期間満了のお知らせ（満了後の医療保険の加入についてのご案内）
なお、期間満了後の資格確認書を返納する必要はありません。ご自身で破棄してください。

8. 75歳になったとき（後期高齢者医療制度）

Q25. 任意継続加入中に75歳になりますが、75歳以降も任意継続を続けられますか？

A. 75歳の誕生日の前日までで任意継続から脱退することとなりますので、任意継続を続けることはできません。

これは、75歳以上の人は都道府県ごとに設置される「広域連合」が運営する「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。75歳の誕生日以降は、健康保険については後期高齢者医療制度の適用を受けることになります。

75歳になることによる脱退については、私学事業団で自動的に処理をしますので、届け出の必要はありません。75歳の誕生日の約1か月前に「事前連絡書」により脱退のお知らせをします。

なお、任意継続加入者の資格を取得した同一月内に75歳になる場合は、その月分の掛金の納付が必要になります。

注意

下記の場合は別途、届け出が必要です。

- ① 75歳になった被扶養者の住所が、加入者の住所と異なる場合
→『後期高齢者医療制度住所届DL』の提出が必要となります（用紙は、75歳脱退の「事前連絡書」に同封しています）。
- ② 65歳以上75歳未満の加入者又は被扶養者が、「広域連合」から障害の認定を受けて、「後期高齢者医療制度」に加入した場合
→『後期高齢者医療制度被保険者資格該当・不該当届出書DL』の提出が必要です。
75歳以上の人と同様、任意継続は脱退となります。
- ③ 75歳以上又は②の人が日本国内に住民登録がなく、後期高齢者医療制度の適用を受けない場合
→引き続き任意継続に加入となる場合があります（被扶養者については国内居住要件の例外に該当する場合に限りです）。私学事業団までご連絡ください。

Q26. 任意継続加入中に加入者が75歳になっても、75歳未満の被扶養者は任意継続を続けられますか？

A. 加入者が75歳になり任意継続を脱退すると、被扶養者も年齢にかかわらず脱退となり、任意継続を続けることはできません。

75歳未満の被扶養者は国民健康保険等に加入する手続きが必要となります。加入手続きに必要な『資格証明書』は、「事前連絡書」に同封して送付します。

9. 短期給付について

Q27. 短期給付とは何ですか？

- A. 民間の企業に働く人が加入する「健康保険」に相当するものです。
短期給付は、法律で定める法定給付の保健給付・休業給付・災害給付と、これら法定給付を補足する付加給付及び一部負担金払戻金からなり、病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などに対して給付されます。

Q28. 任意継続加入者が受けられる給付の内容を教えてください。

- A. 任意継続加入者が受けられる短期給付の種類や支給要件は、休業給付（傷病手当金・出産手当金・休業手当金）を除いて在職中であつたときとほぼ同様となっています。
給付内容については、私学共済ホームページの「任意継続加入期間中に利用できる事業、手続き」を確認してください。

Q29. 医療機関等に提示するのはマイナ保険証又は資格確認書だけでよいですか？

- A. 保険診療を受けるときにマイナ保険証又は資格確認書を医療機関等の窓口で提示すると、自己負担金割合は70歳未満の加入者と被扶養者は3割、0歳から義務教育就学前までは2割、70歳以上は高齢受給者証に表示されている割合となります。70歳以上の人が保険診療を受けるときや、医療費が高額となるため高額療養費にかかる限度額適用認定を受けているときには、次の証も提示してください。

1. 高齢受給者証（70歳以上75歳未満が対象）

マイナ保険証を持っていない70歳以上の人が医療機関等で保険診療を受けるときは、『私立学校教職員共済高齢受給者証』（以下「高齢受給者証」といいます）を資格確認書と併せて提示する必要があります。これは、保険診療の自己負担割合を示す証で、原則2割となっています。ただし、任意継続掛金の算定基礎となる標準報酬月額が28万円以上の場合には3割となります。

「高齢受給者証」は、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が1日の場合はその月）1日から適用となります。適用開始日の前月の中旬に私学事業団から送付します。



2. 限度額適用認定証（※70歳未満及び3割負担の70歳以上75歳未満が対象）

マイナ保険証を持っていない70歳未満の人及び高齢受給者証に記載されている負担割合が3割の人は、『限度額適用認定証』を資格確認書と併せて提示することにより、高額療養費算定基準額（自己負担限度額）までを負担すればよいことになり、医療機関等での窓口負担を軽減することができます。高額療養費相当分の負担はありません。

『限度額適用認定証』は、申請により交付しますので、『限度額適用認定申請書 DL』に必要事項を記入のうえ、私学事業団に提出してください。

『限度額適用認定証』を提示しない場合は、自己負担割合（3割又は2割）を医療機関等の窓口で支払うこととなりますが、高額療養費及び付加給付や一部負担金払戻金は自動的に3～4か月後に送金しますので、結果は同じです。この場合、特に手続きは必要ありません。

Q30. 給付金が支払われるときは何か連絡がくるのでしょうか？

A. 短期給付又は人間ドック利用補助金を決定し、給付金を送金する場合には『給付金等決定・送金通知書』が送付され、給付金の支払日や受取金融機関等をお知らせします。

ご不明な点は、私学事業団共済事業本部の各担当係にお問い合わせください。

○短期給付の給付金の送金に関すること

→短期給付課 現金給付第一係・現金給付第二係

○人間ドック補助金の送金に関すること

→保健課 保健係

★お願い

給付金は、あらかじめ本人が私学事業団へ届け出ている本人の登録口座に振り込みます。給付金の受け取りを公金受取口座（マイナポータルに登録している口座）で希望するときは、その口座情報と私学事業団へ届け出する口座を一致させてください。登録口座に変更がある場合（名義変更を含む）は、『任意継続加入者異動届書 DL』により、届け出をお願いいたします。

Q31. 任意継続をやめた後（資格喪失後）の健康保険はどうしたらよいですか？

A. 任意継続加入者の資格がなくなると、国民健康保険・健康保険制度・共済組合（私学共済制度の加入者を含む）などに加入することになります。

なお、お手元の資格確認書は、速やかに私学事業団へ返納し、受診されている医療機関などに「加入している健康保険が変更となったこと」を申し出てください。

- 1 任意継続掛金について
- 2 任意継続掛金の納付方法
- 3 届出内容が変わったときの手続き
- 4 確定申告又は年末調整の手続き
- 5 任意継続期間の年金制度の加入について
- 6 脱退資格喪失するときの手続き
- 7 加入期間(2年)が満了するとき
- 8 75歳になったとき
- 9 短期給付について
- 10 福祉事業について
- 11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合
- 12 加入者証等の使用について

Q32. 医療機関等にかかる場合でマイナ保険証及び資格確認書が使えないことはありますか？

- A. 次のような場合には、マイナ保険証及び資格確認書は使えませんのでご注意ください。
- ① 職務上や通勤途上で発生した病気やケガ
 - ② 健康診断
 - ③ 正常な妊娠や出産
 - ④ 予防注射
 - ⑤ 美容整形
 - ⑥ 経済的理由による人工妊娠中絶

※③⑥ 保険適用にはなりません、出産費・家族出産費の直接支払制度を利用する際は、マイナ保険証又は資格確認書の提示が必要です。



加入者や被扶養者が交通事故などの第三者の加害によるケガで治療を受ける場合は、マイナ保険証又は資格確認書を使用する前に必ず私学事業団へご連絡ください。

Q33. 資格喪失後に資格確認書を使うことはできますか？もし、使ってしまった場合、医療費はどうなるのですか？

- A. 資格喪失日以降に資格確認書を使用することはできません。
もし、資格喪失日以降に保険診療を受けた場合は、無資格受診となり医療費等を返還していただくこととなります。



特に、掛金未納による資格喪失は、掛金を支払わなかった月（納期限を経過した後支払った月も同様の取り扱い）に遡って資格がなくなります。この場合、医療機関等にかかっていると私学共済制度の保険適用にならないため、私学事業団が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、注意してください。

また、初回の掛金の払い込みを忘れた場合には、任意継続加入者の資格そのものが取り消され、私学共済制度の保険が適用されません。

なお、被扶養者の要件を欠くに至った日以降の当該被扶養者も同様に、無資格受診となります。



掛金未納等による資格喪失者

10. 福祉事業について

Q34. 任意継続加入者が受けられる福祉事業の内容を教えてください。

A. 任意継続加入者が受けられる福祉事業は、一部を除いて在職中とほぼ同様となっています。

特定健康診査・特定保健指導、人間ドック利用補助、郵送検診、メンタルヘルス等相談サービス、祝品・見舞品等の贈呈、百貨店・専門店などの利用割引、宿泊施設・厚生施設・スポーツ施設などのほか、積立共済年金・共済定期保険（この2事業は在職中からの継続者のみ）、直営施設の宿泊や東京臨海病院の割引等をご利用いただけます。

また、全国7ブロックにある各ガーデンパレスの共済業務課で開催する、それぞれの地域にふさわしい健康保持・増進を具体的に実践する講座や教室、社会見学会、スポーツ大会などのさまざまなイベントへの参加ができます。

事業の内容等詳細については私学共済ホームページの「任意継続加入期間中に利用できる事業、手続き」及び各ブロックの発行する広報誌などを参照してください。

1. 人間ドック利用補助

『人間ドック利用補助金請求書DL』は、私学事業団に提出してください。補助金は届け出の任意継続加入者の登録口座へ直接送金します。

◎任意継続加入者及び被扶養者の請求時に添付書類が必要です

受診日に40歳（当年度中に到達する人を含む）から74歳までの任意継続加入者及び被扶養者については、特定健康診査の対象者であるため、添付書類として（※）健診結果記入票及び標準的な質問票DLが必要です。ご注意ください。（審査の過程で、人間ドックの検査結果（写し）を求める場合があります。）

※私学事業団から送付する「特定健診・特定保健指導元気ガイド」にも用紙があります。

2. 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの任意継続加入者及び被扶養者が対象です。

「特定健康診査受診券」（セット券）（以下「受診券」といいます）を任意継続加入者の住所宛てに直接送付します。受診券を利用して健診を受けた場合は、健診料は無料、健診結果は健診機関より私学事業団宛てに提出されます。しかし、受診券を利用せず、人間ドックや、パート先で健診を受けた場合は、対象者から直接私学事業団へ健診結果の提出が必要となりますのでご注意ください。なお、健診結果が提出された場合は、私学事業団より健診の内容に基づいた健康情報を提供します。また、特定保健指導の対象となった場合の「特定保健指導利用券」も任意継続加入者の住所宛てに送付します。

3. 積立共済年金

新規加入はできません。在職中に加入していた人が退職し、任意継続加入者となった際に脱退の申し出がない場合、任意継続期間中は継続の扱いとなります（手続きは必要ありません）。ただし、65歳に達したときは掛金の積み立て（払い込み）満了となります。

掛金振替口座を変更する場合、改姓等により口座名義を変更する場合又は住所・電話番号を変更する場合は、『積立共済年金振替口座・住所変更依頼書』を提出してください。

口数の変更(増・減口、中途一時払)を希望する場合は、年2回の申込期間(6月、11月)内に『コース加入・口数変更申込書』を提出してください。

4. 共済定期保険

新規加入はできません。在職中に加入していた人が退職し、任意継続加入者となった際に脱退の申し出がない場合、任意継続期間中は継続の扱いとなります(手続き不要)。ただし、長期休業補償コースは退職日の属する月末で自動的に脱退となります。

なお、任意継続脱退後の責任開始期において1年以上共済定期保険加入の場合、脱退後も最長80歳まで自動継続となります(手続き不要)。

保障内容の見直しは、年1回の後期募集期間(11月)に減口及び脱退のみ可能ですので、下記(※)の連絡先までご連絡ください。

後期募集期間以外で脱退を希望する場合は、『退職脱退申出書』を提出してください。1月25日又は7月25日までに提出すると3月22日又は9月22日(休日の場合は翌営業日)の口座振替はされません。上記の締め切り後、3月末日又は9月末日までに提出すると、保険料を一旦口座振替しますが、当該保険料は6月末頃又は12月末頃、登録の個人口座に返金します。

家族年金コース及び医療保障コースは、6月下旬頃に前年10月1日現在の加入者に対して、配当金の送金が生じる場合があります。配当金は登録の個人口座に送金します(9月末日保障終了の場合、配当金はありません)。

登録口座を変更する場合、改姓等により口座名義を変更する場合又は住所・電話番号を変更する場合は、『共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書』を提出してください。

※ 共済定期保険専用フリーダイヤル 0120(716)267(平日9:00～17:15)

5. 生涯生活設計の支援事業

「生涯生活設計セミナー」への参加ができます。申し込み方法などについては加入者向広報「共済だより レター」などでご確認ください。

6. 医療施設(東京臨海病院)

加入者と同様に医療費にかかる一部負担額を入院・外来とも1割負担としていません(被扶養者除く)。さらに、加入者や被扶養者が入院した場合、入院室料差額の割引をしています。併設している健康医学センターで人間ドック等も割引料金で利用できます。

7. 積立貯金

利用することはできません。在職中の積立金がある場合は、至急学校を經由して解約の手続きをしてください。解約の手続きをしないと積立金は預り金となり利息はつきません。

なお、預り金の払い戻しを受ける権利は、10年で時効により消滅します。

8. 貸付

利用することはできません。

1 任意継続掛金について

2 任意継続掛金の納付方法

3 届出内容が変わったときの手続き

4 確定申告又は年末調整の手続き

5 任意継続期間中の年金制度の加入について

6 脱退資格喪失するときの手続き

7 加入期間(2年)が満了するとき

8 75歳になったとき

9 短期給付について

10 福祉事業について

11 マイナンバーが新規に付番・変更された場合

12 加入者証等の使用について

11. マイナンバーが新規に付番・変更された場合

任意継続加入者のマイナンバーが新規に付番されたときや、マイナンバーに変更があったとき等は、『マイナンバー更新連絡票DL』で報告してください。

なお、報告する際には次の①、②のいずれかを添付してください。

①「個人番号カードの写し」1点

②「マイナンバーの記載のある住民票（もしくは令和2年5月25日時点で交付されている個人番号通知書）の写し」及び「運転免許証（もしくはパスポート）の写し」の2点

任意継続加入者の被扶養者のマイナンバーが新規に付番されたときや、マイナンバーに変更があったとき等は、『マイナンバー更新連絡票DL』で報告してください。その報告の際のマイナンバーにかかる番号確認は、加入者が行うこととなります（番号確認にかかる添付書類は不要ですので、添付しないでください）。

12. 資格確認書の使用にあたってのお願い

次の注意事項にご留意ください。また、被扶養者にも周知してください。

- (1) 資格確認書の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を記入して大切に保管してください。
- (2) マイナ保険証を持っていない人が保険医療機関等において受診するときは、必ず資格確認書を窓口で提示してください。70歳以上の人は資格確認書に高齢受給者証を添えてください。診療内容によってはマイナ保険証及び資格確認書が使用できない場合があります（詳しくは19ページQ32を参照してください）。
- (3) 2年の期間満了前に加入者が資格喪失したとき又は被扶養者が要件を欠くに至ったときは、遅滞なく資格確認書を私学事業団に返納してください。
- (4) 不正に資格確認書を使用した場合、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
- (5) 資格確認書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく『任意継続加入者異動届書DL』を私学事業団に提出してください。
- (6) 資格確認書又は資格情報のお知らせを紛失した場合は、再交付しますので『資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL』に本人確認書類を添付のうえ、申請してください。
- (7) マイナ保険証の利用登録をした場合は『資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL』により「資格情報のお知らせ」を申請のうえ、資格確認書を返納してください。

13. 各種届出用紙

1. 納付方法変更依頼書 DL
(任意継続掛金の納付方法を変更する場合に提出してください)
2. 任意継続加入者異動届書 DL
(氏名・住所・給付金の登録口座を変更する場合に提出してください)
3. 任意継続加入者資格喪失申出書 DL
(任意継続期間満了前に、脱退する場合に提出してください)

※加入時に選択した納付方法を途中で変更したい場合は右の『納付方法変更依頼書』を切りはなし、10ページQ13の受付期間及び変更月を確認のうえ、提出してください。

納付方法変更依頼書

1	加入者等記号・番号										←			
	21540		県コード	学種	学校番号			個人番号				枝番号		
											0	0		
氏名						生年月日					カ			
フリガナ						39	年	月	日	46	N			
						3	昭					05		
						4	平							
TEL						前納変更					内	送	週	及
						ク	変更年月			54	55			
						48								

※太枠の中のみご記入ください。

右欄は記入しないでください→

任意継続加入者申し出時に選択した掛金の納付方法を次のように変更してください。

変更する内容(該当する事項に○印を付してください)

③ 口座振替 (毎月払い) へ変更	① 毎月払い へ変更 (※)	② 半年払い へ変更 (※)	④ 年払い へ変更 (※)
-------------------------	----------------------	----------------------	---------------------

(※)上記0、1、2は納付通知書によるゆうちょ銀行(郵便局)からの払い込みとなります。
また、3を選択した場合でも口座振替の手続きを終えるまでの間は、納付通知書によるゆうちょ銀行からの支払いが必要になります。

任意継続加入者資格喪失申出書

任意継続加入者の資格喪失を申し出ます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

申出者住所 郵便番号 (-) 電話 ()		加入者氏名 (加入者が死亡している場合のみ記入してください) 加入者との続柄:	
任意継続加入者等記号・番号 21520		生年月日 46 01 48 5	
任意継続加入者の喪失事由(1~3の該当する番号を○で囲んでください) 1. 加入者本人の申し出による ・国民健康保険(医師国保等を含む)に加入する ・健康保険等の被扶養者となる ・海外に出国する など 2. 死亡した(年 月 日死亡) 3. 健康保険等の適用されている職場に就職した (新しい職場の資格確認書等、資格取得日が分かる書類の本人分の写しを添付してください)		※資格喪失年月日 年 月 日 ※喪失事由 1. 喪失 2. 死亡 ※事業団記入欄 内発 遡及 56 57	
任意継続加入者の資格期間 資格喪失を申し出た月の末日までです。		資格確認書等の添付 (該当する番号を○で囲んでください) 加入者証または資格確認書 1. 有 2. 後日返納 加入者被扶養者証または資格確認書 1. 有(枚) 2. 後日返納(枚)	
死亡した(年 月 日死亡)		任意継続掛金について 納付した方法を○で囲み、1.の場合は納付状況を記入してください。 1. 納付通知書により納付 (令和 年 月分まで納付済) 2. 口座振替により納付	
健康保険等の適用されている職場に就職した (新しい職場の資格確認書等、資格取得日が分かる書類の本人分の写しを添付してください)		備考	

1. ※欄は記入しないでください。

2. 上記の資格喪失事由が1または2の場合は、「資格証明書」を交付します。

3. 任意継続加入者の資格喪失年月日以降は、任意継続加入者としての保険診療等は受けられませんので十分ご注意ください。

4. 任意継続加入期間満了による資格喪失は、この申出書の提出は必要ありません。満了となる月に「資格証明書」を交付します。

5. 私学共済制度に再資格取得することによる資格喪失は、この申出書の提出は必要ありません。

私学事業団受付印

任意継続加入者 資格喪失申出書

この申出書は、任意継続加入者である者が該当加入者期間を満了する前に資格喪失を希望する場合に使用してください。

■提出上の注意

- 任意継続加入者の期間が満了する前に資格喪失を希望する場合は、必ずこの申出書を提出してください。
- 配偶者等の加入している健康保険制度の被扶養者として認定を受ける場合や国民健康保険に加入する場合は、先に任意継続加入者の資格喪失手続きをしてください。
任意継続加入者として被保険者(加入者)である間は、国民健康保険に加入したり被扶養者として認定できないことになっています。
- 任意継続加入者が私立学校に再就職した場合、学校法人等より提出される再資格取得報告に基づき喪失処理をするため、この申出書の提出は不要です。
- 任意継続加入者が資格喪失日以後の掛金を納付している場合は、資格喪失確認後に「任意継続掛金介護掛金還付請求書」を送付しますので、速やかに手続きをしてください。

■添付書類

- 資格確認書、任意継続加入者証等
- 他の健康保険制度に加入した場合は、加入した制度が発行する資格確認書、資格情報のお知らせ(資格情報通知書)のコピー(被扶養者となる場合や国民健康保険への加入は除く)

記入例

任意継続加入者の私学太郎さんが国民健康保険に加入するため資格喪失を申し出ました。

任意継続加入者等記号番号 03F888-11-00
生年月日 昭和60年2月20日
任意継続加入者 令和〇〇年4月25日
資格喪失の申出日

(この用紙は再生紙を使用しております。)

資格情報のお知らせ・資格確認書等に記載されている加入者番号を記入してください。

該当する年号の番号を○で囲んでください。生年月日は年・月・日ごとに2マス用いて記入し、1マスで足りる場合は前に0(ゼロ)を記入してください。

転居、結婚等で住所・氏名に異動のあるときは、「任意継続加入者異動届書」で同時に届けてください。

任意継続加入者資格喪失申出書

任意継続加入者の資格喪失を申し出ます。

令和〇〇年 4 月 25 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

郵便番号 (100 - 6002)	東京都千代田区神谷1丁目7番16号
中出者住所	チヨダコーポ301号
電話	03-3813-3381
加入者氏名	私学太郎
加入者氏名 (加入者が死亡している場合のみ記入してください)	
加入者との関係	

任意継続加入者等記号・番号	21520	生年月日	昭和60年2月20日	任意継続加入者の資格期間	11270 2025.04										
県コード	03	性別	F	学号	8880001100	校番号	00	明4平	600220	※資格喪失年月日	令和〇〇年4月25日	※喪失事由	1. 喪失 2. 死亡	※事業団記入欄	内添 測及 55

任意継続加入者の喪失事由(1~3の該当する番号を○で囲んでください)

① 加入者本人の申し出による

- 国民健康保険(医働国保等を含む)に加入する
- 健康保険等の被扶養者となる
- 海外に出国する
- など

資格喪失を申し出した月の末日までです。

(該当する番号を○で囲んでください)

- 加入者証または資格確認書
- 被扶養者証または資格確認書(初)
- 有 1. 喪失 2. 死亡
- 有 1. 喪失 2. 死亡

1. 資格確認書、任意継続加入者証等

2. 被扶養者証または資格確認書(初)

3. 任意継続加入者証

4. 任意継続加入者証

5. 任意継続加入者証

私学事業団受付印

11270 2025.04

資格喪失事由は1から3のいずれか該当する番号を○で囲んでください。死亡した場合はその日付を()内に記入してください。

資格喪失を申し出した時点の納付状況を記入してください。被扶養者となる場合や国民健康保険へ加入する場合は、資格喪失を申し出した日の属する月分までお支払いください。

ご相談や用紙のご請求は

お電話の際は、資格確認書又は資格情報のお知らせ等に記載の加入者等記号・番号をお手元にご用意のうえ、ご連絡ください。

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

受付時間 月～金曜日 9:00 ～ 17:15
(祝日及び年末年始を除きます)

ご相談内容によって、担当部署へお電話をおつなぎします。

※ 共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしています。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑します。ぜひ、お近くのガーデンパレス共済業務課もご利用ください(受付時間は共済事業本部と同じです)。

札幌ガーデンパレス 共済業務課	☎ 011(222)6234	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1
仙台ガーデンパレス 共済業務課	☎ 022(299)6231	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	☎ 052(957)1388	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13
大阪ガーデンパレス 共済業務課	☎ 06(6393)9701	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
広島ガーデンパレス 共済業務課	☎ 082(262)1134	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21
福岡ガーデンパレス 共済業務課	☎ 092(752)0651	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15

届出用紙は一部を除き、私学共済ホームページ[様式用紙等ダウンロード]からダウンロードができます。
(<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>)

★確認しましょう!★

	調定月	納期限	払込 チェック
①	月分	月 日	
②	月分	月 日	
③	月分	月 日	
④	月分	月 日	
⑤	月分	月 日	
⑥	月分	月 日	
⑦	月分	月 日	
⑧	月分	月 日	
⑨	月分	月 日	
⑩	月分	月 日	
⑪	月分	月 日	
⑫	月分	月 日	

	調定月	納期限	払込 チェック
⑬	月分	月 日	
⑭	月分	月 日	
⑮	月分	月 日	
⑯	月分	月 日	
⑰	月分	月 日	
⑱	月分	月 日	
⑲	月分	月 日	
⑳	月分	月 日	
㉑	月分	月 日	
㉒	月分	月 日	
㉓	月分	月 日	
㉔	月分	月 日	

 **日本私立学校振興・共済事業団**

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03 (3813) 5321 (代表)

私学共済ホームページ

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



※各種届出用紙の送付先は上記住所になります。